

令和8年度第1回福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会

## 審 議 資 料

「福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」の一部を改正する条例の制定について」

○ 日 時 : 令和8年4月2日(木) 13:30~15:30(予定)

○ 場 所 : 福岡県庁 特1会議室

## 福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の 一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第104号）の制定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童対象性暴力等の防止に関する規定を設けるもの。

### 2 改正の概要

児童福祉施設（※）の設置者に対し、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置の実施を義務付けるもの。

（※） 乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設

### 3 施行期日

令和8年12月25日

#### (参考)

- 児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）第2条第2項）

児童等に対し性交等を行うこと又はさせること、性的部位への接触及びわいせつな言動 等

- 児童等対象業務従事者（こども家庭庁「こども性暴力防止法施行ガイドライン」）  
施設の長、児童指導員、保育士、看護師 等

- 犯罪事実確認その他の必要な措置（こども性暴力防止法第4条から第8条及び第11条から第15条）

犯罪事実確認：従事者の性犯罪前科の有無の確認

安全確保措置：性暴力等の早期把握のための面談、相談体制の整備 等

防 止 措 置：性暴力等のおそれがあると判断される場合のこどもとの  
接触回避策（配置転換） 等

情報管理措置：犯罪事実確認記録の適正な管理、情報の漏えいの報告 等